

明治維新政府の經濟政策

猪 谷 善 一

一

明治維新は西洋資本主義の基礎石となつた有産者革命と同一視されてはならない。封建的勢力の上層部分階級より下層部分階級への政權の移動を意味するに外ならない。幕末に於ける勤王佐幕、開國攘夷の白熱的論争も支持者衷心信仰の披瀝に非ずして階級的利益哲學であつた。所謂攘夷論者なる者は西村茂樹の觀察したる如く三種の別があるである。「其一は智見狹隘にして世界の大勢を知らず、國力の強弱を知らず、外國を以て眞に禽獸の如きものとなし、砲聲一發すれば皆鳥獸散奔すべしと爲して、常に弘安の事を引きて己が論の例證とする者、其二は或は罪惡を犯し、或は世に容れられず、一は窮迫により、一は不平に由り、姑く攘夷を唱へて人心を動かし、其間に好機會あらば是に乗じて其身を立んとする者、其三は本より攘夷の行ふべからざるを知るといへども、其事たる朝廷を動かし、幕府を窮せしむるに、無二の手段なるを以て、是を以て幕府を倒して己等が藩々の舊恥辱を復し、併せて自己の名利を博せんとするに者」である(一)。此第三類に屬する攘夷論者は固より薩長人士に多數見出されたけれども、彼等と雖も全部最初よりさうであつたのではない。文久三年七月英艦隊と砲火を交へた

る薩藩、元治元年八月英佛米蘭の聯合艦隊十八隻を以て馬關に逼られたる長藩は茲に親しく泰西文明の偉力を知り砲聲一發大勝するの夢より醒めたのである。

故に昨の鎖攘家一度政權を執れば和交論に變じ恬然諸國に開港したのであつた。慶應四年一月十日和親條約締結の布告が發せられ「外國の儀は先帝多年の宸憂に被爲在候處、幕府從來の失錯により、因循今日に至り候折柄世態大に一變し、大勢誠に不被爲得已、此度朝議の上斷然和親被爲取結候、就ては上下一致、疑惑を不_レ生、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光輝せしめ、祖宗先帝の神靈に對答可_レ被_レ遊觀慮に候間、天下列藩士民に至る迄、此旨を奉戴、心力を盡し勉勵可有候之事」とあつたのである。近日まで攘夷を祈願し、鎖港を宣言したる人々の手より斯くの如き布告の出でん事は普通人の信する能はざる所であつた。鎖攘説を其儘に受入れて衷心の信仰としたる勤王攘夷の士は甚だ不服とせざるを得ない。大原三位重德卿は今外國と和親をなしては全く幕府を欺きたる事となり、朝廷の大義に背くとなしたのである。又岩倉具視の腹心の士として倒幕に參與した玉松操は維新政府が其主張したる攘夷政策を實行せず、バタ臭き文明開化を歓迎するに嫌厭たるものがあつた。其傳記の記する所に従へば「自是、罷官家居、枉門謝客、不復言時事、無幾、謫病而卒」と、眞に悲慘である。又維新政府の斯かる反復行爲は徳川浪士に依り其檄文の一節に於て詰問せられて居る。謂く「賊前日尊攘を主張しながら今日既に皇室を輕侮し奉り朝憲を亂し人倫の大義を破り外夷に媚を獻するに至る其反覆表裏賣國の賊たる事明かなり」と(二)。故に維新政府は幕府倒壞の武器が其咽喉に擬せられる事を覺悟せねばならなかつたのである。明治政府の諸改革に對する反革命が明治十年頃まで日本全國に已まなかつたのは其實の一は確かに政府自身にあつたのである。

明治維新政府の當初に於て皇族、公卿、諸大名が一時其首腦者の地位に立つたけれども文字通りの一時に過ぎなかつた。皇族では小松宮嘉彰親王、有栖川宮熾仁親王が相次で軍務官知事、兵部卿に仕ぜられたけれども明治五年以降には陸軍卿に山縣有明、海軍卿に勝安房が任命せられたのである。又公卿出身では明治初年に三條實美、岩倉具視、中山忠能、正親町三條實愛、徳大寺實則、中御門經之が議定として、鷹司輔熙、萬里小路博房、大原重徳が各官知事として座した。

大名出身では松平慶永(福井藩主)、蜂須賀茂韶(徳島藩主)、鍋島直正(佐賀藩主)、が議定として伊達宗城(宇和島前藩主)は外國官知事として列したのである。然して倒幕の實際的功勞者であつた各藩の武士は唯參議として臺閣に參じたのみである。斯くの如く内治外交の名目上の統率者は皇族、公卿、大名であつたけれども、實際上の執政者として各官副知事に就任したのは藩士出身であつた。明治五年に至り敎部卿嵯峨宣愛一人が公卿出身となり、明治六年には全部の各卿が過去封建勢力に於ける下層部分階級を以て充され、名目と實際は一致する事となつたのである。

有産者革命の一典型佛蘭西大革命を執つて見る。こは第三階級が其發展を抑止する封建的諸障害を放擲するの一舉に外ならない。斯くして佛蘭西資本主義は大革命に依りて飛躍すべき基礎石を据付けられたのである。然して此基礎工事はヘーゲルに従つて思想の所産 *Einne That des Gedankens* なりとも謂へる(11)。自由平等を標語とする啓蒙思想例へばルソーの社會契約説は「自然狀態」への仰求と共に個人の天賦人權を力説しながら同位に「普遍意思」なる個人の綜合としての國家を認める。然しながら「人の生るるや自由なり、されど到る處鐵鎖の下にあり」なる自

由平等の主張は封建社會の壓迫干涉に呻吟したる人々を鼓舞するに充分であり「普遍意思」の構成分析を思索する前に、先づ以て人爲壓迫の社會を倒壊せんと欲する。自然的啓蒙思想は經濟思想としてはフイジオクラート學派となるのであるが、彼等に依る生産階級と不生産階級の區別、不生産階級に依る經濟的諸惡法、租稅重課の指摘はコルベールに依るマーカンチズムなる國家統制政策を去つて、國權干涉を除去し自由放任を主張する事となつた。斯くして自由平等の聲は各地に起り、宮殿に伺候して農村に不在なる貴族の壓制は農民の憤激を招き、百姓一揆の狼煙は累世豪壯榮華を誇つた王室貴族僧侶を鼯鼠の如く抛去つたのである。但し最初の國民平等の理想も何時しか第三階級獨裁の改革に變り、自然法的啓蒙思想も第三階級解放の爲の利益哲學として利用される事となつたのは申すまでもない。

明治維新成立の人的背景が如何に佛蘭西大革命と相違するかは既に述べた所である。更に思想的背景も甚だしく異なる。佛蘭西大革命に於ける「自由平等」に比せらるべきは明治維新に於ける「鎖國攘夷」であつた。自由を要求する者は自己を知つた、自らを發見し更に伸びんが爲に努力するのである。然るに攘夷論者は自らを知らない、故に西洋人を禽獸視する。自由が自然へ歸るの叫とすれば、攘夷は自然より背くの聲である。又攘夷論者の經濟思想はマーカンチズムに外ならなかつた。富國強兵を理想として鎖國を手段とする。外國貿易は國家有用の金銀を流出すると觀じて、絶對禁止を主張し、尙武節儉策として農本を信ずる。是に對して開國思想を以て争つた人々も一種のマーカンチリストである事は面白い。彼等は工業を振興し或は出貿易を以て外國貿

易の利益を得んとする重商主義者なのである(四)。此開鎖論の起る以前にあつては日本國民經濟は意識せられず、幕府經濟も諸藩經濟も同位であつた、日本は全く城下經濟時代であつたのである。一度論争起れば一徳川幕府或は一藩に非ずして日本國家が意識せられる。明治維新は其富強策の實行者となるのである。

明治維新直後に於ける自由主義的著作の洪水的出現は決して以上の私見と抵觸するものではないのである。所謂政治的自由主義なるものは其實國家中心主義者なのであつた。征韓論を中心とする内治派、武斷派何れも金箔付きの國家主義者に外ならない。又唱導せられたる自由交易論なるものも多分に國權的に非れば、單なる翻譯的輸入思想に外ならなかつた(五)。

明治維新政府の一般風習の改革は所謂文明開化の風潮に掉した。散髮脫刀は勝手となり、穢多非人等の稱を廢して悉く民籍に移し、大陰曆は廢せられて太陽曆に改まり、黥、復讐は禁ぜられ人身賣買の嚴禁、尼僧の還俗婚嫁の許可等は忽ち行はれたのであつた。乍然是等の進歩的思想は時代思想の全部ではなかつた。明治七年七月時の政府に對し發せられたる島津久光二十ヶ條の質問は一部保守主義者の心中を吐露したものであつたのである。謂はく「先王の法服を洋服に改めらるる事、太陽曆と稱し、西洋の正朔を用ひらるる事、王座を始めとし奉り、各省總て洋風に模擬せらるる事、各省に外人を雇ひ彼の教示を受ける事、侍讀其人に非る事、侍臣阿諛の輩多き事、兵卒を君側に近くる事、官員等驕奢淫逸の輩多き事、華族の遊蕩を禁ぜざる事、學校の規則洋風を基本とせらるる事、都下の禁令可酷に過る事、擊劍の師を命ぜられざる事、兵制總て洋式を用ひらるる事、不急の土木を興し會計の缺乏を顧ざる事、無用の官員を増加する事、邪宗の魔術を防がざる事、外國人と婚姻を許さるる事、神祇官を廢し神佛

混合にて敎部省となされ、彈正臺刑部省を合して司法省を置かる事、民部大藏の二省を合併せらる事、散髮脫刀の洋風を重んじて束髮常刀の御國風を賤むる事」とあつたのである。故に一見明治維新政府は此保守思想と相拮抗する自由思想の所持者の如く思はるけれども、一度其經濟的諸政策を研究すれば、其國權的國家統制主義は鮮明となる。茲に其特色が存するのである。

- (一) 西村茂樹、往事錄、泊翁全書第二集、明治三十八年、一二五頁。
- (二) 維新史料、第四編。

(三) Lorenz von Stein, Geschichte der socialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage. Fester Band. Typ. 1850. SS. 134-135.

- (四) 拙稿、鎖國の崩壊と其思想的背景、東京商科大学創立五十周年記念論文集收録、參照。
- (五) 拙稿、何故明治に自由主義行はれざりしか、企業と社會、昭和二年一月號參照。

二

明治維新政府の官制は複雑であつた。官制は政治運用の形式に非ずして、人形を飾る雛壇と同様であつた。人事問題の爲に其形式は朝改暮令されたのである。乍然經濟政策は維新政府の一大關心事でなければならなかつた。故に官制に相違はあるけれど其執行機關は中心勢力であつた。

先づ慶應三年十二月九日を以て總裁、議定、參與の三職が置かれ、其達の中に「近年物價格別騰貴如何共不可爲勢富者は益富を累ね貧者は益窘急に至り候趣畢竟政令不正より所致民は王者之大實百事御一新之折柄旁被惱宸衷候習謀達識救弊之策有之候者無誰彼可申出候事」とあり、經濟問題は新政府當局者の一大政綱となつて居るのである。其一大臣を會計事務總督として戸口賦役金穀用度貢獻營繕

秩祿倉庫の事を督したのである。元年閏四月に至りそは會計官と改まり出納司、用度司、驛遞司、營繕司、税銀司、貨幣司、民政司の七司を管する事となつた。二年七月には官制の大改革が行はれ「掌總判戸籍、租税、驛遞、鑛山、濟貧、養老等事」を目的とする民部省と「掌總判金穀出納、秩祿、造幣、營繕、用度等事」を目的とする大藏省が日本經濟政策の中心となつたのである。後に民部省は内務省となり又四年には工部省が新設された。明治十年の部局を見れば内務省は勸農局、驛遞局、警視局、勸商局、地理局、戸籍局、社寺局、土木局、衛生局、圖書局、博物局、會計局、庶務局、往復課、内國勸業博覽會事務局を收め、大藏省は租税局、關稅局、檢査局、國債局、出納局、造幣局、紙幣局、記錄局を含み、工部省は鐵道局、鑛山局、電信局、工作局、燈臺局、營繕局、書記局、會計局、檢査局、倉庫局より成つたのである。

富國強兵は維新政府唯一の目標であつた。其實利的色彩は明治五年布告の學制の中にも示されてある。「從來學校の設ありてより年を歴ること久しと雖とも或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外になき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶ者も動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立てるの基たるを知らずして或は詞章記誦の本に趨り空理虛談の途に陥り其論高尙に似たりと雖とも之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是即ち汚襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破産喪家の徒多き所以なり是故に人たるものは學はすんは有へからず之を學ふには宜しく其旨を誤るへからず」として徳川時代の儒家的教育に代ゆるに實利的教育を立案したのである。又明治四年に派遣せられた特命全權大使は其出發に先立つ三日以前なる十一月七日に取交はした約定書に於て「大使使節を遂げ歸國の上は各國に於て商議及考案せし條件を參

酌考定し之を實地に施行すへし」と謂ふて居る。然して其回覽實記は諸國の經濟制度、機關を讚美して已まない。例へば米國を訪問して羊毛紡織場、礦山器機製作場、郵船會社の倉庫、蒸氣車製造場、街車、街車鐵軌、勸農寮、市場、造幣寮等に驚嘆して居るのであつた(一)。然してこは其歸朝と共に國家統制政策の下に徹底的に翻案せられる事となるのである。

明治維新以來二年二月十七日に至るまで短日月であつたけれども會計事務總督の下に參與兼會計事務掛として帝國財政の實權を握つたのは舊福井藩士三岡八郎(由利公正)であつた事は意外とせねばならぬ。彼の在任中は戰雲未だ收まらず、榎本武揚等降を乞ひ漸く北海全道の平定したのは二年五月十八日であつたのである。謂はゞ彼は日本經濟政策執行の實權を握つて居たのであるけれども、戰爭の爲め何等爲すを得ず、たゞ戰費調達に其才能を發揮したるのみである。

徳川幕府が戰費支辨策として少數富豪に對する舊式無効なる御用金主義を固執したるに對し、錦旗軍は其戰費の大部分を多數民衆に對する課税なる不換紙幣所謂太政官札の發行に依つたのであつた。此故智は横井小楠の門下生なる由利公正が舊藩に於ける其經驗に立脚して實行したのであつた。其仕組は諸藩祿高一萬石に付き紙幣一萬兩の割合を以て貸與する。そは殖産勸業の資本に充てらるべく其生産物販賣より銷却せらるべきである。其方法は藩祿高十萬石なれば十萬兩を貸與し、年額一萬兩宛即ち十箇年に元金皆済となるのであるが、尙三年間は一萬兩宛即三萬兩を年三朱の利子として合計元利十三萬兩を償還せしめるのである。

明治元年五月二十五日を以て、薩長有力者の反對論にも拘らず紙幣發行と一決した。蓋し他に

代るべき良策がなかつたのである。爾來發行せらる事四千八百萬圓に上り、無一文なる官軍をして討幕の大業を達成せしめたのである。人々は不良藩札を知り、未だ國家強制力を以て行ふ紙幣には慣れなかつた。斯くて金紙の開きを生じ、紙幣相場が立てられたのである。然も政府自身貨幣國定説に固守する能はず、江藤新平、大隈重信等の正貨鑄造論が勝を占めたのである。乍然一度由利の後任となりたる大隈は不換紙幣、民部省札を發行し、西南戰役には五千八百餘萬圓發行するに至つたのである。思ふに藩閥以外の一人士が内亂平定と共に次第に權威を加ふべき重職に座する事が不可なのであつたのだらう。其一反對論者の回顧談に「吏員に夥冗あり、經費に濫浪あり、之に加ふるに陰私の行爲屢次にして會計全體の上に種々の不都合あるを發見した」事も論難の一理由とされてある(1)。

斯くて後繼者大隈重信は幾多經濟的改革の擔任者となつたのであるけれども、彼の克く爲し得たる所以は一世を壓倒したる大久保利通の擁護があつたからである。眞に明治十年間極端なるマールカンチリズムを行つた大久保は佛蘭西のコルペールに比せらるべきである。

大久保の下に幾多の人材は其双腕股肱となつて盡力して居る。閥外の人物も包括されて居る。

明治十年に於て大久保内務卿と協力した人々は大隈大藏卿、伊藤工部卿の外に勸商局長たる河瀬秀治、驛遞局長たる前島密、勸農局御用掛たる前田正名、大藏大輔たる松方正義等などが居たのである(三)。大久保は明治二年以降參與たると共に民部事務を兼任し四年六月より大藏卿たり在任のまゝ遣外使節となつたのであるが歸朝と共に内務卿に就任し明治十一年凶手に斃れるまで内

治に奮闘して居る。

大久保利通に關し今日其日記、建言書の類は傳はつて居る(四)。乍然其等を綜合して彼の經濟思想を書き出す事は困難である。寧ろ彼の事業其ものが最も良き思想的反映である。今はたゞ彼の片鱗を覗ふに足る其建言書の一部を録するに止める。

先づ非征韓の意見書がある。理由七ヶ條が擧げられてあるが、第一維新變革後人心安定せず、兵亂を起すの時に非る事、第二戰爭を爲すだけの財政的餘裕のない事、第三戰爭は漸く其緒につきたる諸業を中道にして水泡に屬せしむるものである、第四「我國輸出入の總計を察するに、輸出の高毎年大凡百萬兩の缺乏あり其缺乏を便ち金貨を以て之を償却する者とす、若し如此金貨外出する時は國內の金貨從て減少すへし、然して現今内國に行はるゝ者は金貨と紙幣となり、今其本を乏ふし其實を缺く時は自政府の信用を薄ふし、紙幣は漸次其價を失ひ、大に民間の苦情を起し、後日殆ど救ふ可らざるの勢を生ぜん、又製造産物は衆人の手を経て始めて輸出に適するか故に、或は之を製し、或は之を他人の手に移し、國人之か爲に産を得、衣食住を購ふに足る而已に非ず、又以て大に富を致す者多し、故に輸入品に換るに金貨を以てせず、既に製造したる産物を以て交換する時、始めて貿易は一國富強の基たるを知るへし」然るに戰爭は此富強策を妨げるであらう、第五朝鮮と兵火を交ゆるは鷸蚌の爭であつて、露國をして漁父の利を得せしむるのみ、第六我外債は英國に依るから一日も早く「國內の産業を起し輸出を増加し富強の道を勤め、以て負債を償還せんことを計るべし」然らざれば内政干渉の禍を招かん、第七革佛は現に陸上に兵營を構へ、兵卒を屯し、殆ど我國を見ること己が屬地の如し、獨立國の體裁を全ふするの方略を立てるのが急務なのであると。

八年五月二十四日大久保利通は三條太政大臣に内務省事業の目的を定むるの議を建言して居る。謂はく「方今、國勢の趨向、日に開明に進むの形狀ありと雖も、人民の生理、日々凋耗に至るの實害なき能はず、此れ洵に寒心痛慮すべき事の最大なるものにして、今日の實踐により、將來の形勢を推算し、之を匡救する方法を講究舉行せされは、徒に開明の虛名を擁して、竟に貧弱の實害を蒙り、窮極なきに至る固より知るべからず、何なか開明に進むの形狀と云ふ、凡そ宮室、衣服、兵器より、學藝百般の器械服飾、日用の雜品、大概舊觀を改め電信、汽車、煤燈の類更に構造を新にするもの此なり、何なか凋耗に至るの實害と云ふ、凡そ舊觀を改め構造を新にするもの、各官省の用度より人民需求する所、海輪船載に係らざるものなく、購入日に窮りなくして、輸出年々限りあり、況や毛布、綿絲、糖、民間の供用夥多にして茶絲蠶卵の産出、僅に増殖すと雖も、一切輸入の物品に敵する能はず、而して工業未だ擧らず、商法未だ盛ならず、各地方の衰狀、一歳一歳より甚しく生理寂寥に歸するもの此なり、抑々開明の形狀を著すもの、理勢の超然らざるを得ず、人知の歸向亦抑壓すべからざるものあり、於此乎、内地人民百般の舊業漸く曠廢に屬せざるを得ず、業既に曠廢に屬す、凋耗の害之に乗せざるを得ず、故に舊業を改るや、乃ち新業を奨め、幹旋の妙用を盡して、本根の實力を養ひ、以て之に應じ、能く外を制し、乗除平均の術を講ぜざるべからず而して其實力を養ふ所以のもの他なし、専ら殖産厚生の實務にある而已、蓋し維新而來夙に意を此に留めざることなしと雖も、尙未だ其の緒に就くを得る多からざるもの、要するに、亦時勢の已むを得ざるものあり而して廟議大に見る所あつて内務省を置かれしは、専ら内治を整へ、力を根基に盡して體裁の虛文を講ぜず奇功を外事に求めず、民産を厚殖し、民業を振勵することにありと信し、乃ち鞠躬奮勉、其實を盡さんことを欲せり、然るに建省日ならずして内變外事相從て起り、其事に奔走して省務を視るに由なく、殆と一歳を経過せしは已むを得ざるの事と雖も、亦之を回顧すれば、深く嘆息せざるを得ず、今也内外事平穩に歸し、廟議建省の目的、是に於てか達せらるべく利通をして奉職の責を盡さしむるの時も亦此に際せりと考へり、然則、宜しく内治を整へ國力を養ふことを務め、基礎の未だ堅確ならざるものを堅確にし、節目の未だ整備ならざるものを整備して實力を養ひ、今の形勢を匡救する方法を講究舉行し、安治の根基を牢固にせざるべからず、然して其要務固より一にして足らずと雖も、内務の現に着手の先務緊要とする處乃ち左の條款に

在り、

樹藝、牧畜、農工商を獎勵するの道を開く目的、及其方法費額等別紙に具陳するもの、

山林保存、樹木栽培の目的及其規則方法費額等別紙に具陳するもの、

地方の取締を整備する目的及其方法費額等別紙に具陳するもの、

海運の道を開く目的、及其方法費額等別紙に具陳するもの、

凡そ此數者を舉行せんとする、通常及臨時國費の外に於て、更に其費額を要せざるを得ず、而して其目的固より其費額の多寡に由て着手の順序、施行の細目を定むべきは當然なり、然れども廟議其費額を定めんとする歳計に由て、商量せざるへからず、而して其歳計たる固より定限あつて、各事務自ら緩急なかるへからず、故に文武の諸費に分給する現今の形勢を深察せられ、其緩急を審別し、速に商議裁定あらんことを望む」とあつたのである。

(一) 久米邦武編、特命全權大使米歐回覽實記、明治十一年。

(二) 大隈伯昔日譚、明治二十八年、三八〇頁。

(三) 明治十年官員錄に據る。

(四) 大久保利通日記、昭和二年、日本史籍協會版本、其意見書等は勝田孫彌氏、大久保利通傳、明治四十四年に多數收録されてある。

三

明治維新政府が富國強兵、殖産厚生へ向つて進む前に先づ解決すべき問題があつた。士族の處分即ち是である。前垂式商業より進歩的商業へ、手工業より工場制工業へ轉換する以上に困難であつたのは此封建的非經濟人の近代化でなければならなかつた。然もこは維新政府に取つて並ならぬ難物なのである。蓋し士族政策を議する人々自身嘗て其階級に屬したのであつた。明治維

新なる政治革命に於て野心を達成しなかつた失意の人々を處分するのは必ず其不平不満を招來せずんば已まないのである。

故に當局者の士族政策は先づ懷柔を以て始まる。士族の鼻息を覗ふ爲に四民平等の理想は破られ、藩籍奉還のありたる明治二年六月には公卿諸侯は華族と稱し士分は士族と稱する事となつた。身分としての士族は舊刑法に於て除族規定の如き取扱を生ずるに至つたけれども、今日何等意味なき稱號と化して了つた。現在の統計年鑑すら其員數を計上せず、大正十二年には衆議院に於て横田千之助等に依り「士族平民の戸籍上の差別を廢」さんとの建議案まで出づるに至つたのである。且又維新政府は自らを浮び上らす爲に利用した西洋流の議會論即ち「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」(御誓文)、「天下の權力總て之を太政官に歸す即ち政令二途に出るの患なからしむ太政官の權力を分ちて立法行法司法の三權とす則偏重の患無からしむるなり」(政體書)に拘束されねばならなかつた。故に二年二月公議所を設置し各藩代表者をして輿論發表の機會を與へて居る。不平不満の空氣を緩和するため言論發表の機會を備ふるのは賢明の政策であつた。乍然其政策は餘りに舶來染みた。三權分立制度の如きは王權の專横を抑止すべき考案であつて、これから國家を形成して國威の宣揚を計らんとする日本には向かなかつたのである。又公議所の會議は烏合のデモクラシーであつた。新舊思想は統一し能はざる程混淆せられ、議事に關係なき問題が何時のまにか論議される。維新政府にとつては公議所は後援者たらずして邪魔者であつた。斯くて當局者をして其閉局を決心せしむるに至つたのである。維新の變革に際し横濱在留の一西洋人が復古せる京師政

府について「政事を探るの法帝を戴き、議院を設け、議官を置、輿論を聞き、歐洲立君裁制の國體を擬模し、頗開化に至れるが如くなれども其事業は全き事を得ざるべし。其故何ぞや、凡立君裁制の政治、歐洲に行はるゝの勢を考るに、封建一變して國君擅制に至り、擅制一變して裁制に及ぶ、いまだ封建より直ちに裁制に變ぜるものを見ず」(一)。と豫言したのが斯くして當つた。幕末に議會論を提げて諸侯と同格に公議を爲し得るに至つた薩長の輕輩は今や明治政府當局者として自己を浮び上らす議會の必要を認めず知己友人を推挽して藩閥政治を形成する事となつた。乍然一度與へた言論機關を封ずれば不平の氣運は必ず釀成されねば已まぬ。

維新政府が富國強兵の經綸を行ふには、先づ中央集權的專制力が與へられねばならぬ。之が爲には彼等が發祥の母胎たる封建社會と別離せねばならぬ。第一に各藩をして版籍奉還をなさしむる必要がある。特に中央政府樞要の地位に就いた舊藩士は一方に於て藩の爲に盡し一方に於て政府の爲に盡すと謂ふ事は兩立し難い。且又京都の新政府は其歲入として日本全國の三千萬石に對して、凡七百萬石に過ぎず、舊幕府よりも貧弱である。戰爭屢々なる時、斯くの如き中央財政では甚だ心細いから、獨立的地方經濟を單獨國家經濟へ綜合せねばならぬ。かくて幾多經緯の後、明治二年正月二十三日薩長土肥の上表となり「普天率土其有に非るはなく、其臣に非るはなし」で土地及人民は一旦國家に收めると共に、「其與ふべきは之を與へ其奪ふべきは之を奪ふ」となつて土地私有主義へ向つたのである。然して此改革は明治四年の廢藩置縣に依り完了された。此變革が比較的簡單に行はれたのは既に農村に於ては武士が居住せず、アブセンティズムであつた事、

又諸侯、藩士の封建的特權は土地所有權に非ず、課稅權に外ならず、取上げられる所の課稅權に對して中央政府が補償すれば足る事が重要原因である。

乍然此補償は仲々容易ではなかつた。明治二年六月舊藩知事の家祿は藩高の十分の一となり従つて各藩に於ても藩士の祿高は改正祿を以て給與せられる事となつたのであるけれども中央政府の負擔は大であつた。即ち明治政府の秩祿處分當時の平均相場に依て概算した報告に依ると三千四百六十二萬餘圓になるとされた。之に對し當時の歲入即ち地租平均年額五千二百七十八萬餘圓であり、其六五パーセント以上に當るのである。明治五年十一月には「中世以降兵權武門に歸し兵農始て分れ遂に封建の治をなす戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり此際に當り海陸兵制も亦時に從がひ宜を制せざるべからず、今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家保護の基を立んと欲す」と詔せられ士族の社會的機能も無用となつた。九年三月には廢刀令さへ出で其虛榮を傷けたのである。然も官僚は更に一步を進めて士族の特權を剝奪する事となつたのである。明治九年三月大隈大藏卿の三條太政大臣に對する建言には「夫の士族なる者の常職一時解散し復た三民と異なる事あるなし。而して其祿は即ち依然之を官廩に仰ぐ、名實相協はずと謂ふべし。夫れ國家使用の事なくして徒に政府の歲租を耗費するは實に國家に於て益なきのみならず、人々或は從來の措置を臆測想像し、動もすれば無益の疑惑を抱き或は稍々見る處ありて偶々別に生計を爲さんとするも、其資に乏しく、其業に専らならず。却て窮困に陷る者往々之れ有り。其他或は誤認して家産となし、其甚しきに至ては其何物たるを究めずして以て永世之を有すべしと爲す者又之れ有り。傍議蠢々人心恟々是れ豈方今の流弊に非ずや」「今幸に米價の稱呼を廢し更に金祿に改め、且つ賞典祿に祿税を課するの際には、右を機會とし斷然左の處分方法を立てさせられ度、即ち華士族及び平民に至る迄の家祿賞典祿悉皆更に政府の負債と見做され、三十ヶ年間を以て支消すべき爲新に金祿公債證書を發行し、永世祿終身祿並に年限給は別紙條例の如く之が制

限なし各右證書を下附し其金高に應じ、年々之に五歩六歩七歩等の區別を立てたる利子を與へ、下賜の本年を距る六ヶ年目より政府の都合を以て元金を拂渡すことに定められ、其他は總て既に施行の新舊公債證書發行條例に準據し、來る明治十年分より下賜の儀御施行相成候様有之度候(二)とあり實行せられたのである。

「明治十五年統計年鑑」に據れば明治九年に於て士族數男九一八、六七六、女九一六、〇八二、計一、八三四、七五八人である。戸數に就きて謂へば明治十四年に於て男戸主四一二、三九五、女一三、二六三であつたのである。是丈けの人々が短日月の間に急激なる社會的經濟的變革を受けるのだから騒動も起らねばならぬ。戊辰戰爭、佐賀の亂、西南戰役等と約十年に亘つて已まなかつた内亂は不平士族に其端を發する。西村茂樹が「廢藩は可なり、士族の祿を奪ひたるは不可なり、奪ひたるを非なりとするにあらず、急劇に奪ひたるを非とするなり、凡そ此の如き大變革は其功を急ぐべからず、大概五六十年又は百年の後に其功を求むべし、士族は數百年來護國を以て其職とし、家祿を以て其生計を立し者なるを、突然之を奪ひて其所を失はしむ、此時尊王の氣風盛んなりしを以て、一時は政府の命に従ひたりしも、其實は政府を怨望せざる者なし、薩摩長州肥前等の亂は、其源は皆士族失祿の不平に出たる者なり然れども何れも久しからずして滅亡し、遂に政府の威權は立ちたれども、是が爲めに國の經濟上に大なる混亂を生じ、從前需用者たりし四十萬戸の士族は、急に變じて供給者となりしを以て、忽ち需用供給の均衡を失ひ、獨り士族のみならず、他の三民も皆其業に損失を受たり、加之士族は其知識三民の上に在りて、其財産は三民の下にあり、甚しきは日に飢渴に迫る者もあるに至れり、然れども既に其結合と武器とを失ひたるを以て、兵力を以て政府に抵抗する事能はず、是に於て西洋渡來の民權の説を以て政府に抵抗し、遂に國會開設の強願となり、自由黨改進黨の結合となり、政府の爲め永久の仇敵となりたり(三)と評したのは時勢の觀察として比較的公平である。

封建的特權の消滅は有產者社會發展の爲の必然的過程であつた。乍然有產者革命ならざる明治維新は歐洲諸國に於ける封建的特權消滅の過程と異なるものがある。こは既に加藤弘之も注目した所であつた。「歐羅巴でも一時封建であつたのが潰れたが是れは容易なことでは出来たのではない且又歐羅巴では平民の力が盛になつて來て貴族の力が衰へた結果であるが日本のは決してさうでない自分の方から自分の權利を擲つて、さうして人の爲めにしたと云ふ有様であるから歐羅巴人の考へからは譯の分らぬ現象である歐羅巴のは平民の力が強くなつて生存競争の結果さうなつたのであるのに日本のは、さうでなく士族は自ら求めて誠に引合はぬ事をした様になつて居る（四）。茲にも明治維新の特殊性が出て居る。然も一部の士族は多數同階級者の犠牲を外に間もなく自ら貴族階級に乘移つて了つた。斯くて封建的特權は必ずしも現代日本に絶無ならず、然も有產者の實力未だ充分ならずして自由主義的有產者社會すら確立されないのである。

一般士族は土地課稅權を有したるのみにて土地所有權を有しなかつたから、一度其特權を剝奪せられると共に假令一時的補償を得たりとするも恒常收入に依る生活の安定を期し得なかつた。政府も考ふる所あり、既に明治二年五月民政部省に開墾局を置き全國の荒蕪地を開墾して士族授產の道を講じて居る。明治四年正月の取調書に依れば開墾したる反別は二十三國にて二千五百九十八町歩に達したと謂ふ。舊斗南藩にては最初移住開墾者は一萬二三千人に上つたが漸次轉業して實際歸農したるものは十分の一にも足らなかつた。又舊佐倉藩にては七百餘町歩を士族千二百餘戸に分ち一戸五反歩餘を一町金一圓の割にて讓渡した。然るに士族は多く其土地を賣却して自ら開墾したものは少なかつたのである。北海道に於ても全道に各藩の移住開墾が企圖せられた。乍

然其大部分は失敗して了つた。眞に太平の逸民をして俄に歸農せしむるの無効なる最初より分明であつたと謂はねばならぬ。

土族が其世襲の特權たる世祿の處分に依り現金及公債を以て其償還を受けた事は既に述べた所である。先づ明治六年十二月に「家祿奉還の者へ資金被下方規則」が布告され祿高萬石未満の者に永世祿六ヶ年分終身祿石代相場を以て貨幣に換算し、半額は現金、半額は公債を以て下附する事が許可された。其現金は如何にして調達されたかと謂ふに明治六年七分利付外國債の内京濱間の鐵道敷設に一部支辨せられし以外的大部分を以て充てたのである。其公債は所謂秩祿公債であつて八分利付、二ヶ年据置、爾後七ヶ年内に抽籤の方法を以て現金償還を行ふものである。其奉還を出願したる者明治八年七月までに十三萬五千八百餘人あり明治七年及八年に於ける秩祿公債發行合計は一千六百五十六萬五千餘圓に達したのであつた。續いて明治九年八月には前出大隈大藏卿の建言は實現せられ、金祿公債證書發行條例が發布せられた。世祿者は一切公債所有者に變つたのである。同公債は利子五分、六分、七分及一割の四種とし元金は五ヶ年据置、爾後二十五ヶ年内に抽籤償還するものである。發行合計一億七千三百八十四萬餘圓の中殆んど其全額は發行最初の年たる明治十一年に交付されて居る。此公債は明治九年八月に書入、質入、並に賣買約定を禁止されたけれども、實效なく、明治十一年九月には解禁の已むなきに至つて居る。

、此等の現金又は公債は非生産的職業者たりし士族をして生産的職業者として方向轉換をするに役立つたか否かは問題である。通俗に謂ふが如く「士族の商法」として其資金を忽ち滅失した者

大部分であつたらう。乍然此故を以て明治維新政府の士族政策は全部失敗に終れりと斷定する事は早計である。其政策は多數人材をして人物の拂底した實業界に入らしめて實に於て大成功をして居る。幾多産業は有爲果斷の士族が開拓したのであつた。宇田川文海作「士族の商業」が語る如く當時の商工業世界を見るに、新聞、印刷、蠶糸、製茶、鑛山、汽船等の事業は概ね士族流の人の手に成つた。又士族に下附せられたる公債が國立銀行の資金となり、國立銀行が各地に設立せられて日本に於ける株式會社設立の起源となつた事は嘗て上田博士の考證せられた所である(五)。

又維新政府は士族政策として學校教育を利用して居る。夙に福澤諭吉は其經營する私塾を貧乏士族に利用せしめて、彼等の大部分を、人物なき實業界に入れて、新企業例へば三井、三菱の立役者とならしめたのである。政府も亦官費補給を以て官立大學を貧乏士族に開放し官僚養成所となし、官立専門學校を會社員養成所としたのである。こは其當時に於て一個の社會政策であつたらうけれども、次第に貧乏士族以外の子弟も官學に向ひ、入學難、學士の過剩生産、就職難の生じた今日に於て斯くの如き制度は根本的に改造せられねばならぬ(六)。

- (一) 江湖新聞第六號慶應四年戊辰閏四月十二日。
- (二) 大隈侯八十五年史、大正十五年、第一卷六三五頁以下。
- (三) 泊翁臆言第一冊、泊翁叢書明治四十二年收錄。
- (四) 士族に就て、加藤弘之講演全集第三冊、明治三十三年收錄。
- (五) 日本に於ける株式會社の起源、本誌第二卷第三號。
- (六) 拙稿、我國大學教育の發達と其社會的意義、企業と社會、昭和二年三月號。

四

幕末農村社會に於ては寛永十二年の「田畑永代の賣買代間敷候事」なる惡法に依り合法的の土地賣買は出来なかつた。乍然實際に於て各種の脱法的形式例へば永代貸地、質入に依り土地の賣買は爲されたのである。明治維新政府の富國強兵策は先づ此不自由を解決し、資本主義の基礎を爲す私有財産權の自由處分を是認する事でなければならなかつた。斯くて明治四年十二月二十七日太政官は「東京府下從來武家地町地の稱有之候處自今相廢し一般地券發行地租上納被仰付候條此旨可相心得事」と布告し同五年正月地券發行地租收納規則を發布し從來地子免除の地たりし東京市街に地券を發行し分一の稅法を施行することゝ爲つた。續いて同年二月には「今般地所賣買被差許候に付今後賣買並讓渡の分地券渡方等別紙規則の通相心得事」が達せられたのである。維新政府が地券制度を如何にして考案したか、未だ明白ではない。津田眞道に従へば「支那人の未だ知らざる所歐米各國の未だ行はざる所にして特に我今上天皇陛下の宸斷に出づ」(一)。乍然此思想は既に明治二年神田孝平が公議所に提出したる「稅法改革の議」の中に沽券として發表されて居る。問題は此思想の由來である。地券制度に依る土地私有權の認定は不動産金融の便宜なりし當時に於て不動産を動産化し金融上の利益多かりしなるべし。乍然「地所を抵當として貸借する者本區戸長役所に願出て戸長の保證を得ざれば金主其抵當物を收領する特權を失ふ」(津田眞道)の煩瑣があつたのである。是れ地券制度が明治二十二年に至りて廢止せられ、登記制度のみが所有權の唯一表章と

なつた所以である。

土地制度は近代化されたけれども其を基礎とする税法は相變らず舊慣を追ふた。一地方は徳川時代の所謂定免法に従つて既往數年又は十數年間の税額を平均して税率を定め、他地方は所謂檢見法に従つて毎年役人が各地に出張して村内の上、中、下の土地各一坪の收穫高を實際に檢査して之を基礎として全收穫を見積り税額を定めた。然も此不統一は廢藩置縣以後特に顯著であつた。「明治財政史」の指摘する所に據れば「一縣にして數十種の舊藩領地を合併するものあり或は又一藩の領地にして數縣に分屬するものあり税法區々紛雜を極めたり而して曩には農民一領主に隸屬せしを以て敢て他を顧みざりしも今は互に税法の異同を討議し、彼我の輕重を比較し不幸を訴ふるものに多きを加ふるに至れり」(二)。然も當時の政府は唯一財源として地租を重視せねばならぬ。經費多端、太政官札、民部省札の増發に依る歳入不足の補充の不得策も明白となつたから、地租の合理的賦課を考へねばならなかつたのである。

こは夙に識者の注目する所であつた。神田孝平は明治二年に「舊來の税法を廢し田地賣買を許し其沽券直段に準して租税を收めしめは如何、右の法にすれば是まで煩はしき上中下田の別石盛並檢見など云事に及ばず檢地も要用にあらず田畑山野市井村落等一切地稅一律に歸し悉く金納たるへし且其沽券には役所の割印を押すへし中には税を減せんとて沽券直段を下ける者もあらん故に之を防ぐの法先づ一法を定て元直段より高價に買はんと云者あらは之を賣るへし之を賣る事を好まされは附直段通りに沽券を改め且つ附けたる者に金高の五分を與へて斷りを云はしむへし是れ其大略なり。今之を行はんには先づ其地二三十年間の平均物成高を方今の相場に積りて金に直し次に其地の沽券直段の惣金高を求めて之に前の物成金高を割付くれば即ち其税額を知る事を得へし。此法を行へは其益測る可らず第一農民の煩勞少なく運送の費なく破船の患

なく吏胥姦を爲す事を得ず若し姦を爲せば長官坐ながら簿書を案して之を託す事を得へし詰まり民より出てしたけ悉く官に收まり途中にて減耗たゞす且年々の收入に大增減なければ政府にて翌年を預め算定する事を得へし是最も國政の要件なり概して之を論するに此法世の爲に益ある事極めて多し然れども新奇の説なるか故に世人の訝亦甚しからん有識の諸君に幸に博議を賜へ」と建議して居る(三)。明治三年六月には同一趣旨の下に「田租改革建議」を出して居る(四)。當局に於ても其議は熟し、租税頭陸奥宗光、租税權頭松方正義も同様の建議をなした(五)。斯くて明治六年七月地租改正條例は發布せられ「地租改正施行相成候上は土地の原價に隨ひ賦稅致し候に付以後假令豊熟の年と雖も増稅、不申付は勿論遠作の年柄有之候とも減租の儀一切不相成候事」となり其賦課は地價の百分の三となつたのである。

是等の立法は何れも日本に於ける資本主義育成の一段なのであるから、當然其性質は有產者の意識を潜在した。資本家としての地主が擁護され、耕作者としての小作人は輕視された。納税者たる地主は國權の保護の下に耕作者の勞働を搾取し得たのである。又土地所有權の認定は小作人の舊慣的權利をも侵害したのである。蓋し維新政府の法律觀念は羅馬法的概念に出發するから單獨所有權、持分的共有權以外に土地制度あるを知らない。ゲルマン法的總有たるべき部落所有地は個人の放牧權、落葉採取權を制限する事となり貧農の家計を窮迫せしめた(六)。同様の法律思想は永小作權を無視して民法上の小作契約に引直さねば已まなかつたのである。

地租改正も獨り地主を利益する事となつた。徳川時代に於ては五公五民を普通とし七公三民すら稀でなかつたから、地主が小作民より搾取し得る餘地はなかつた。今地主が代つて納税者となり「現收穫を百とすれば其二十四五を官に納むる」に過ぎず其懷中し得る餘剩は大となつた。又

改正に依る金納は物價騰貴に伴ふ利益を一切地主に與ふるのである。蓋し食糧對人口の關係で食糧價格は次第に騰貴するも、地主は租税は金納するが地代は物納として小作人から受取るからである。斯くの如く小作人は近代的資本家となつた地主に比して尙封建的餘習を強制されるのである。然も日本の産業は世界市場に對して解放される事となり農家の副産物たる座繰絲が輸出される事となつた。又其必需品の大部分は貨幣を以て購入せねばならない。貨幣經濟の荒波は滔々として自足經濟を襲ひ其安定的生活は動搖する事となる。地租改正以降筑前、日向、羽後、紀伊、伊勢等に於て農民騒動が起つたのもまた維新政府の土地政策に關聯して居る。明治十年一月二日詔勅を以て「親く稼穡の艱難を察し深く休養の道を念ふ更に税額を減じて地價百分の貳分五厘と爲さん」とありたるも其一波紋なのである。

商工業に最もよく現はれ、次に紹介せんとする維新政府のマーカンチズムは農業にも其一端を示して居る。技術の獎勵、模範的官業の經營は周到に行はれた。明治十四年四月の農務局所管の作業所は駒場農學校、富岡製絲所、千佳製絨所、新町紡績所、愛知紡績所、廣島紡績所、三田農具製作所、紋縫製糖所及下總種畜場の多くを數へたのである。

(一) 政論、明六雜誌、第十六號。

(二) 明治財政史、第五卷、三二〇頁。

(三) 明治二年夏四月、議案錄、第四收錄。

(四) 明治財政史、第五卷、三一五—三二〇頁、及神田乃武氏編、淡屋遺稿、明治四十三年、一六一—二三頁收錄。

(五) 明治財政史、第五卷、三二〇—三二五頁參照。

(六) 朝鮮總督府は同一の誤謬を朝鮮部落に於て繰返へした、拙稿、朝鮮に於ける契の研究、本誌、第四卷第二號參照。

五

富國強兵策を其標語とする維新政策は封建社會の下積であつた町人に對する態度を更改せねばならなかつた。明治四年五月新貨幣條例は制定せられ、茲に有產者社會は堅實なる經濟的基礎を與へられたのである。惡貨の流通に依る取引の澁滯、計量の不正確は永久に其跡をたつたのである。且又四民平等の標語の下に嘗ては士農工商として社會階級の最下層にあつた町人も今や「憎い奴と切倒され甘い奴とて借倒さる」杞憂もなく、實業家として富國強兵の立役者となつたのである。加ふるに政府の諸政策は積極的に有產者の進展に貢獻して居る。例へば明治六年三月廢藩置縣に依る舊諸藩の有したる負債を中央政府に於て引受け、弘化元年より慶應三年までの藩債を舊公債明治元年より同五年までのそれを新公債と稱し前者は無利子五十ヶ年々賦償還、後者は四分利付二十五ヶ年賦元金三年据置にて償還する事となつた。此合計二千三百三十九萬五千餘圓にして、嘗て強制の下に藩債に應じた町人の不良貸付は公債證書と代り、彼等をして思はぬ所得を得せしめたのであつた。乍然富國強兵策としては是等舊代の町人を重視するのは當らなかつた。有產者革命を實現するだけの實力を缺いた彼等には新時代に相應する經濟的活動を爲す能力はなかつたのである。加藤弘之が副島、後藤、板垣、江藤等の民選議院設立建言に反對して「吾邦人方今漸

く文化に向ふと雖も農商に至りては多くは猶依然たる昔時の農商にして無智不學自ら甘し敢て振起するを求むるに至らず」と爲したのは必ずしも失當ではなかつた。三井、小野、島田家は士族出身の新式使用人を雇傭して巧みに維新政府と連絡したけれども、其他の素封家に至りては澁澤氏の回顧したる如く「維新の變化に際して政府の役人と交際を爲す事を好まず、左の仲間に入りて周旋するは主人の忌む所と爲して主人は常に籠居を事とする傾向ありたり、例へば鹿島清兵衛、青地四郎右衛門二氏の如きは其範を脱せざりき」(一)。故に維新政府は新式實業家を創成せねばならなかつたのである。幸ひ多數の士族は歸商して居つた。彼等の或者は資本主義社會の發達を豫想して其進路を取つたけれども又或者は藩閥政府が其縁者なる自己に利權を賦與すべきを諒解して居つたのである。明治初年に於て産を成したるものは殆んど全部政商であつた。然も其大部分は強藩に關係ある士族である。

澁澤榮一、益田孝が舊幕臣なるを除き、薩摩の五代友厚、川崎正藏、長州の山城屋和助、藤田傳三郎、土佐の岩崎彌太郎、肥前の高島嘉右衛門は其典型であつた。

維新政府は輸入超過に依る金銀の流出には敏感であつた。工業を振興し、國產輸出に依る富國強兵を先決問題なりとした。其口吻は明治四年の大藏大輔井上馨、大藏少輔吉田清成の「内國稅法改正見込正院へ上申」によく現はれて居る。從來施行し來れる田租は今俄に之を廢し難きを以て「先づ土地賣買の禁を解き地券を改め而して沽券の稅法を施設し或は物品稅、印稅等を起し其實舉るに従て一般土地の稅を薄くし以て生産の増殖を勧め或は專賣特許の稅を設け以て人の智識を開き百工を獎勵し以て人工品の増殖を誘導するときは内地の物品繁殖して國用以て豊足すへし加之全國の地宜に應ずる物産を育し邦俗に適する工藝を開き其稅を權衡し海外に輸出し然して我國不足の物品と交易し海國保護稅の活用を以て内地の物品輸出の利害を去就し海外より輸入の物品を計較し其得失に従ひ之が稅額を輕重し常に輸出の物品

なして輸入の物品より數倍せしむる事に注意し以て之か稅法を設くるときは海外に對して許多の利益を得へ
る(11)。

工業の移植政策として留學生の派遣、内國勸業博覽會の開催等に依る技術の養成、技術の紹介に止らず、各種の國立模範工場を設立したのである。群馬縣に於ける屑絲紡績工場、深川に於けるセメント製造工場、北品川に於ける硝子製造工場、岩手に於ける甜菜糖製造所、熊本に於ける紅茶製造所等の如し。又石炭山として三池、高島、金銀山として生野、佐渡、小坂、院内、銅山として阿仁、鐵山として釜石等が政府直轄の下に採礦され、鑛山企業の勃興を促したのである。又多額の國庫貸付金が支出せられて新産業の育成に盡力されてある。明治八年千二百五十九萬四千八百八十四圓を首として明治九年九百三十八萬二千四百八十五圓、明治十年八百六萬七千二百九十六圓等毎年七、八百萬圓が支出せられたのである(12)。

維新政府が特に保護干渉したのは生絲業であつた。生絲業は日本産業が世界經濟に入つて盛況となりしものの一種であつた。明治元年蠶卵紙生絲改所が設立されて輸出生絲の検査を受ける事となり、模範工場富岡製絲場は明治五年竣工立線業せられ又民間工場の獎勵の爲め貸下金が與へられたのである。然るに歐洲に於ける微粒子病の流行は計らずも、日本蠶種に對する需要を惹起し其輸出は激増した。政府はまた其保護獎勵に努めたから多數の養蠶家は化して蠶種製造家となつた。乍ら保護の過ぎたるは猶及ばざが如し。粗製濫造品に依り蠶種の名聲を損じたのみならず内地產生絲の品質を傷けた。加ふるに蠶種の過剰生産となり、政府は其價格調節の爲め買上燒棄の

愚舉を演じたのである。産業保護が資本及労働の方向を誤る好適例と謂はねばならぬ。

官業は何れも收支償はず、其大多數は間もなく、民間に拂下げられる事となつた。然も其拂下に際し官僚と政商の結托は行はれ幾多の怪聞を惹起したのである。斯くて國民に重き負擔を求めた官業は特權者流の手中に移管せられ忽ち多大の収益を見るに至つたのである。

當時に於て政府は人々の比較的閑却し易き保護關稅を頼らんとするも爲し得なかつた。蓋し幕末に於ける開鎖の經濟政策を政權與奪の手段とした結果は虚を突いて強請する泰西資本主義の貪慾を我國稅率に認むる事となり(四)、我國をして久しきに亘り泰西機械制工業の過剰生産品消化市場たらしめたのであつた。斯くて適當なる國稅權を行使し得ず、健全なる幼稚産業保護を爲し得ず、不正なる産業保護政策の慣行を見る事となつたのである。

(一) 明治商工史、明治四十三年、九一〇頁。

(二) 明治政財史、第五卷二六八—二六九頁。

(三) 明治十五年帝國統計年鑑。

(四) 田邊太一氏、幕末外交談、明治三十一年、五〇頁。もし此黨(攘夷黨)なかりせば、兵庫、新潟開港、江戸、大阪開市の期を延ぶるを須ひず、されば酒類、玻璃器及雜貨の減稅をなすにも及ばず、條約勅許の爲めに攝海に各國軍艦を見るがごとき事なかりせば諸輸入の品を平均してたゞ五分の收稅となすの不利あらざるべし、されば自由に稅率を制するまでにはたらざるも最初の約のまゝにして其益する所實に驚くべきものあり、今二十五年度稅關表に據りて試に安政條約の稅を課するものとせば殆んど五と十三との差を見る、これを十六年來十年間、無慮二千八百萬圓の現收額を通じて、その差を計れば實に三千萬圓有餘を過收すべし之を開港の初に溯りて算すれば猶幾千萬圓の増加を見るべし。

六

明治維新政府の工業移植政策が犠牲はあつたけれども、比較的實効ありしに對して、其商業政策は形式完備せる割合に萎微振はなかつた。元年に於ける其商業政策は内國商業の統制、規範に過ぎない。明治元年四月二十五日京都に於て商法司が設立されると共に「商法大意」は發布せられ政府の取らんとする商業政策を紹介し商人の仲間規約、株札下附及粗製濫造の取締に關する件等を規定して居る。且つ由利公正の産業論に従つて商品取引當として商業資本貸與の事まで言明したけれども、希望者は少なかつた。商法司は東京、大阪の商法會所、北海道物産を扱ふ函館會所、細民の産業扶殖を目的とする小前取立所を其支配下として收税、勸商を行ひ又酒造營業、搾取、醬油業の取締等も行つた。明治二年二月二十二日には代つて外國貿易獎勵を主眼とする通商司が設立された。東京に本司あり、三都、各開港場は堺に其支署を又各地に北海道産物改所の支所を置いたのである。通商司支署は爲替會社及通商會社よりなる。更に通商會社の下に産業別の商社がある。是等の商社に關して今は吾人の知り得る記録は乏しいのであるが、單なる同業組合に止まつたと思はれる。爲替會社は産業資金供給を目的として設立せられ、徳川時代の兩替仲間が其基礎となつて居る。政府より不換紙幣を資金として貸付られ其出資者の資金と共に貸付金となつた。爲替會社は東京、横濱、新潟、西京、大阪、神戸、大津、敦賀の八ヶ所に設けられ、政府補助金は大阪爲替會社四十六萬兩、東京爲替會社三十三萬二千兩、横濱及西京爲替會社三十萬

兩、神戸爲替會社二十三萬兩に上つたのである。乍然何れも三四年にして失敗解散して了つた。其解散に際しても政府は多額の資金を下附して居る。井上馨は是れを辯解して謂はく「凡世間何縁なるを論せず多人數相集りて會を結び社を立つる到底其功を奏すること能はずして遂に其社を散し會を解せざるを得ざるの場合に至る時には當初差出せる本質金を没入するは勿論のことにて若し尙不足を訴ふる時は當初出金の割合に應じて更に多少の増額押出さしむるは是れ宇宙の公にして諸會社の慣行する所の者なり、故に今此の會社を結局するに至りて其本質を投入すも尙不足を生ぜは其不足丈けの金高を拂出さしむること至是れ至當のことなれとも抑々此會社の起源を尋ねるに維新以來通商局の懇懇に由て結締せるものにて其金銀貸借の際に於けるも關係の官吏或は其肘を掣き即今の有様に立至る聊も其責を辭すること能はざる者あり是を以て今之を變形するに付て下載特種の恩典を會社に付與せざるを得ざる可し(一)。斯くして藩閥政治家と特權的政商との連絡濃厚となつたのである。

明治二年の通商會社及爲替會社は明治六年の商業取締策より一步を進めて産業資金供給策を考へ、個人企業に非ずして會社企業を推して居る事は其商業政策として一步を進めたものである。乍然其思想は明治先覺者の誇る如く彼等の獨創ではない。幕末政治家の夙に唱導した所なのである。横井小楠は慶應二年「外國之交易商法之學有りて世界產物之有無をしらべ物價の尊下を明にし廣く萬國に通商し更に又商社を結び互に相影響を爲す如此練熟を以て我拙劣之人に對す殆と大人と小兒との如し是彼が大奸を爲す所以なり大餘年來三港之交易我に於て一人之富を爲さず彼は總て大富之商と爲れり此現實にて是迄の交易我が大損たる事分明なり」『拟内地國に於て商社を建て兵庫港なれば五畿内四國、南海道之大名は申に不及商人百姓たり共望に因ては其社に入れ同心一致いたし相共に船を仕立乗り出し交易すへし』(二)、と建白して商社貿易の必要を説いた。ただ如何にして商社を結ぶかが明白とされない。次で慶應三年には勘定奉行小栗上野介が兵庫開港大阪開市の時を以て紙幣發行商社を設立するの計畫を立

てたのである。即ち開港と共に其費用は八九十萬圓を要するのであるが、今幕府に此費用がないから町人に商社を結ばしめ其費用を差出さしむると共に、外國貿易、關稅事務を執らしめ其特權として紙幣發行權を賦與せんとするのである。謂はく「大阪町人共の内身元宜敷者廿人程人撰仕、兵庫開港場交易商人申渡右の者、組合諸商實致其餘望の者は右廿人の組合に入取引致候様、一體交易筋は商人共一己の利益のみを貪り、薄元手の者共、互に競取引いたし候様にては元手厚の外國人の爲に利權を得られ、當時横濱表商人の如く今日僅に千金の益あり候とも明日直ちに一萬の損失も出來候様は全く商人組合無之一己にて取引致候より右様の次第に陥り候様、右は商人一己の損失計の様に相見候得共、一商人其利を得ざるは一夫其所を得ざると同じ理に而、即ち御國に於て夫丈の損失と相成り商人の損失も百商人の損失も其高丈け御國の損失に相成、遂に全國の利權を失、外國人の爲に蔑視され、西洋商人のために、東洋に於て貨殖の地を與る儀にて實に歎息の次第に御座候、就ては外國人と取引いたし候には何れにも、外國交易の商社（西名コムヘニー）の法に基不申候はては逆も盛大の貿易と御國の利益には相成申間敷と奉存候」（三）と。

此計畫は否認説もあるが（四）、戰亂の最中に實現せられ（五）、發行せられたる紙幣は結局出資者たる富豪の負擔となり、町人をして爾來政府紙幣に關係することを不安たらしむるに至つたのである。乍然明治四年澁澤榮一の「立會略則」福地源一郎の「會社辯」出で株式會社思想は普及され、明治五年國立銀行條例が米國のナショナル・バンクを翻案すると共に茲に日本株式會社制度は確立する事となつたのである。

維新政府の商業政策は次に海運の發達に努力する事となつた。工業品を輸出するならば、日本汽船の運搬に依らなければならないのに當時の海運は外國船の獨占する所であつたのである。大久保内務卿が特に海運保護政策に傾注するに至つたのは直接の動機があつた。即ち明治七年征臺

の役に際し軍糧運搬船に全國の汽船を徵發するも猶不足であつたから日本及支那の沿岸航海に従事した太平洋汽船會社を依囑したのである。乍然そは局外中立の理由に依り謝絶せられたのである。強兵策としてもまた商船完備の必要が痛感せられ、百五十萬弗を投じて征臺の前後十三艘の汽船が購入せられたのである。

戰後此汽船を如何に管理すべきか。これに三方針があつたのである。第一は「政府は此人民を獨歩成立し得べき者と看做すときは唯だ其規則條例を設爲し此人民をして之を遵守せしめ以て保護の職分を盡すなり。」第二は「政府は此人民を看て未だ獨歩成立するの時に至ざる者と做さば姑く其恩威を以て廣く邦内の諸船主に諭して聯合結合せしめ、是に政府所有の船舶を下與し且つ他の方法を以て之を補助し以て之を成立せしめ又商船私學の設立を命じて海員を教育せしめ、漸次政府の規則條例を遵守し得べき程度に之を教導するなり。」第三は「政府は此人民を以て未だ第二の方法を以て教導するの域に達し得ざるものと看做すときは政府自から回漕運輸の業を執り已に政府に有する船及び其他を買上げ吾が臺灣及び清國上海等の間に回漕し獨り其利を專にするの方法を盡し、其商船官學を設立し官費を以て此海員を教育し政府自ら定むる所の規則條例を自から使役する所の官吏傭人をして遵守せしむるなり。」廟議は前島密の建議し(六)、大久保の支持したる第二説が實行せられる事となつた。然して其補助を受くべき民間經營者として選ばれたのは征臺の後に奔走した三菱會社であつた。明治八年九月十五日を以て第一命令書は發せられ「今般本邦海運の事業を擴張せしむべき目的を以て別紙船名簿に記載する東京九外十二隻の汽船及び之に屬する諸器械とも無代價にて其社へ下渡し且つ其運航費助成金として一ヶ年二十五萬圓を給候に付左のケ條の通り可相心得事」と指令せられたのである。續いて其競争會社郵便蒸汽船會社が解散せられると共に其船舶十八隻は三十二萬五千圓を以て政府へ買上げられ更に三菱へ寄附せられたので

ある。同會社は奮闘克く米國太平洋汽船會社、英國彼阿會社を逐ひ日本海を制するに至つたけれども其間定期助成金以外に幾多の恩典を受けて居る。政府借入金として明治八年七月より同二十三年六月迄十五ケ年間二分の利にて年々五月限返納の郵便支線用船買上代洋銀八十萬弗、明治九年七月より同二十三年六月まで十四ケ年間二分の利にて五月限り返納の運航費殘額十六萬九千餘圓、明治十年二月より同十九年迄十ヶ年賦年五分の利にて返納の帆走船修繕費五萬圓、向十五ヶ年賦年三分の利にて返納の汽船修繕費三十五萬餘圓、明治十年より向五十ヶ年賦返納の下渡船代價百八十三萬餘弗、無利息十ヶ年期返納の浦鹽港定期航海に付船買上代貿易銀八萬圓、明治十三年より向十五ヶ年賦一ヶ年五萬弗年五分の利にて返納の西南暴動船買上洋銀七十萬弗等合計四百五萬餘圓に達する。無利息又は二分の低利にて長期返還するのであるから殆んど惠與と異らない事を注意せねばならぬ。且又年々の助成金は郵便線路助成金として二十五萬圓、沖繩縣航海費一萬五千圓、商船私學水火取扱所一萬五千圓、浦鹽港定期航海費一萬圓に達したのである。明治十四年大藏卿歲入出豫算表について謂へば農商務省豫算四十五萬八千餘圓の中三菱會社の助成金は二十六萬九千圓の多きを占めた。大臣、次官、多數の吏員はこれ三菱保護官に外ならないのである。三菱の勢威赫々たると共に其保護を疾視する者の攻撃は盛んとなつた。故に政府は明治九年九月十五日第二命令書を發して保護の期限は向ふ十四ヶ年と限るとなすに至つたのである。大隈、三菱、改進黨は茲にシノニムとなり、其反對財閥、藩閥、政黨よりの攻撃は猛烈となつた。自由黨系の機關紙に掲げられたる筆誅は「偽黨撲滅」「海坊主退治」を叫んだのである。田口卯

吉も三菱會社が日本航海の全權を掌握し、船舶を減少し、運賃を騰上して然も幣制を破却するを怒り更にまた指令せられたる船舶修繕の怠慢を指摘した。また巨額の助成金は三菱の炭鑛、爲替事業に移動してつたと論難したのである(七)。

明治十四年末大隈の失脚、反對黨たる長州の品川彌二郎の擡頭と共に三菱排斥は顯著となつた。明治十五年二月第三命令書は下り第一條「三菱社の本量は海上運送を専らにし、決して商品賣買事業を営むべからず」第四條「其社の汽船は正味登簿噸數二萬二千噸を最下とし、之れより増加の目的を以て舊船を改良し新船を製造し或は買入以て漸次老船と輪換せしむべし」第十條「内外各線路の運賃額不當なるときは相當の額に釐革せしむることあるべし、然れども當然生ずべき航海の利益を失はしむるが如き額に減ずることなかるべし」と嚴命したのである。同年七月反對會社共同運輸會社は設立し火の如き競争は始つた。乍然間もなく兩社は合併せられて國民を喰ふ寄生蟲が更に繁殖する事となつた。

マーカンチリズムは次いで外國貿易政策等に及ばねばならぬ。今此經緯を見る爲に些か幕末を回顧しやう。パリ條約に謂ふ所の物品交換は唯船舶の必要品のみに限られ廣く貿易を行ふ意味を含まなかつた。眞の自由交易はタウセンド・ハリスが來朝して江戸立案の神奈川條約が締結されて以來である。幕府吏僚の間には長崎貿易の如く官貿易説を主張した者があつたけれども、ハリスの提案に従ひ、一般に自由通商を許し、幕府は唯關稅權を行使する事となつたのである。安政四年ハリスの進言に従へば「商賈を御開被成先一ヶ年三百萬圓の御收納と相成候得ば年々政府は富み末流次第に衰へ申候」のである(八)。然も此關稅權すら諸侯の反感を招いた。文久元年英公使は幕府が貿易の利を獨占するが故に諸強藩は是を妬みて鎖攘論を煽動するのであるから宜しく諸侯に開港

の利益を分與すべしと爲したのである。

倒幕論者に從へば、開港は金銀を外國に吸収せしめ、生活難を來たさしめた。孝明天皇は元治元年に「嘉永六年以來洋夷頗に猖獗來港し國體殆どいふべからず、諸價沸騰し生民塗炭に苦む」と勅諭せられて居る。乍然こは外國貿易其のものの責ではない。日本貨幣制度の缺陷に依つたのである。即ち外國にては金銀が一と十五の比價なるに對して日本は一と六との割合であつた。今上海香港より墨銀を輸入すれば其百枚は一分銀三百十一枚、一分銀四個は小判一枚に引換へられるから外國人は反掌の間に二十割の巨利を博したのである。山崎博士は安政六年の金貨大流出を以てグレシャム法則の一適例とし金貨の輸出額百萬兩に上つたと謂つて居る(九)。當時の日本は事實上銀貨國であつたから金の輸出に依る銀の輸入は通貨數量の増加となり、物價騰貴となつたのである。

貿易は凡べて外商が獨占して居た。小栗上野介の商社説も不振なる日本商を慨して唱へられたのである。明治初年に於ても對外的反感は強い。明治二年五月七日の公議所は外國人と商社を結候儀差許候事を否決して居る。又同年三月前橋藩が横濱に生絲賣込店を開設し、明治七年大倉組がロンドンに支店を設置したる如きは壯舉として世人の賞讃を博したのである。乍然直輸出には勇氣のみを以ては不可である。實際上の商業知識を必要とするのである。こは大久保利通の獎勵を以てしても一日にして養成さるゝものではない。漸く明治十四年に至り千萬圓を以て直輸出を獎勵せんとする議あるや田口卯吉は神戸の外商へ五百圓で賣れる商品が直輸出にて伊太利へ漸く五

百圓で賣れるならば同一ならずや「凡そ商權を恢復すと云ふは利益ある通商の權を握るを云ふなり今それ已に益なき事を行ひ之れ富國の道なりと云ふは豈に誤謬にあらずや、若し其れ政府の補助ありて其人損失を免かるゝも其損失は依然として損失にして唯だ一人の損失を全國に嫁したるまでの事なり決して國家を振起するの方法にあらざるなり」(一〇)として居る。是れ其實情であつたのだらう。明治十三年に於て内商に依る輸出は一三・六%輸入は二・六%であつた。こは明治三十三年に於てすら漸く輸出は三七・〇%輸入は三九・三%に進んだに過ぎないのである。

(一)明治財政史、第十二卷、四二六頁

(二)小楠遺稿、明治二十二年、一〇一頁

(三)田邊太一氏、幕末外交談、五〇一頁——五〇六、勝安房氏、開國起源、卷下、明治二十六年、二九〇八頁以下、徳川慶喜公傳、卷三、五三七頁以下參照

(四)吉田賢輔纂述、大日本貨幣史、紙幣部卷十四「慶應三年中兵庫開港融通のため五畿内近國に行はんとして既に百兩、五拾兩、拾兩、壹兩、貳分、壹分、六種の札總計拾萬兩造りたること徳川氏の記錄に見えたれども未だ通行に及ばずして止みたれば是亦本文に載すべきにあらず」

(五)福地源一郎氏、幕府衰亡論、明治二十六年、三二六頁、竹越與三郎氏、日本經濟史、第六卷一〇〇—一〇一頁參照。但し竹越氏が商社設立を慶應二年と爲すは誤解である。

(六)鴻爪痕一、自叙傳、一二八頁

(七)田口卯吉、續經濟策、五二八、五三〇頁 (八)嘉永明治年間錄、卷六、二九葉

(九)K Rathjen, 'Japans' Volkswirtschaft und Staatsraushalt. Lpz. 1891. S. 62. (Staats und socialwissenschaftliche Forschungen. Hrg. von G. Schmoller Bd. X. Hft. 4) 及山崎博士「改訂増補貨幣銀行問題一斑、大正九年、二四九頁以下參照

(一〇)經濟策、明治十五年、二二一——二二三頁

七

要之、明治維新政府の經濟政策は徹底したる富國強兵政策であつた。其目標、光榮の爲に一切が犠牲とされても構はないのである。斯くて地主本位、商工業者本位の立法、改革は行はれたのである。乍然有産者革命に依る自由主義的改革でないから、士族が非合理的なる藩閥の特權に隠れ一部少數の縁邊知己に保護特惠を與へる事となる。斯くて富國強兵の美名の下に一部政商は巨富を累積、繁榮した。其後に於て金一封の直接保護政策より關稅に依る間接的保護政策へ、更に通貨爲替政策に依る政商保護政策へと推移しつゝあるけれど、政治と金權の連絡は相變らず緊密である。今や其不義不正は切斷せられ、全體社會を解放する所の新日本經濟政策が樹立せられねばならないのである。

明治維新政府は徳川時代の士農工商政策なる *stand's policy* を踏襲したけれども其等シタント以外なる農業及工業労働者は眼中になかつた。明治三十年に「日本商業事情視察報告書」を英國外務省に提出したブレナンは一方に於て「數十年前日本人の有せし鎖國主義の精神は今猶ほ依然として存在し一種異様の假面を以て一方に現出するに至れり。日本は當分外國に對し充分の交際を爲す能はず日本主義は一方偏頗の交際たるを免れざるものなり。彼等の期望する所は日本の産物を海外諸國に運送し之れが交換として外國貨物を持ち歸る者は必ずや日本人ならざる可らず日本の港灣に入るの船舶は悉く是れ日本國旗を飄すものならざる可からず。故に國富を増殖せんとする諸事物は萬般悉く是れ日本人の手に於て遂行せられざる可からずと云ふに在り。嗚呼日本人は今猶ほ日昏々夢中の夢を結ぶものなり」と嘲笑し同時に「日本

政府は現時に至る迄勞働問題に關して一規定を設くるの企圖を有せず日本にては英國に於けるが如く勞働者の地位を改良せしめんか爲めに制定したる職工條例及び婦女兒童服役に關する各種の規定等一つも之れあることなし」と指摘したのである。然してこゝは偽りなき事實であつた。明治三十五年の農商務省刊行「職工事情」は富國強兵たる事の犠牲が如何に大であるかを雄辯に物語るのである。勿論文明開化に眩惑した多數の中に兒童、女工の慘狀を注意した少數の識者はあつた。斯くて明治二十四年に陸奥農商務大臣が職工條例制定の可否を各地商業會議所に諮問して以來其論争は次第に盛んとなつた。乍然幾多除外例ある工場法が制定發布せられたのは漸く明治四十四年であり、實施を見たのは大正六年である。

明治三十年に至り勞働組合期成會が成立した。育成せられたる資本主義は茲に其成功の證左として勞働運動なる果實を結んだのである。こゝは米國勞働總同盟を模倣したる穩健協調組合であつて設立者の一人なる高野房太郎が米國コロンビア大學遊學中サミュエル・ゴムバースより得來たつたものである。日清戦争を経て資本主義文明も漸く其緒につきたる折柄此宣傳は奏効して、鐵工組合、日鐵矯正會、活版工組合の如き有力の勞働組合は得られ其前途は洋々であつた。

されどマーカンチズムの經濟組織は秩序を破壊し、利潤増加を阻止する一切の反抗を許さない。組合運動は富國強兵に有害なりとして明治三十三年治安警察法の鎮壓する所となつて了つた。

一度不平不満存在する以上一片の法令は其反抗を抑止し得ない。社會主義が代つて滔々たる潮

流をなすに至つた。然して其潮流に掉した者に明治三十五年の矢野文雄「新社會」、明治三十六年の幸徳秋水「社會主義神髓」等がある。前者は嘗つて福澤諭吉の門下生であつた著者が自由競争企業の効果を疑ひ協同統一社會を理想としたのである。後者は土地及生産手段を國有とし其運営者として皇室を認めたのである。即ち明治政府は皇室、國家と謂ふ抽象名辭を以て政商なる富豪の爲に多數民衆を搾取した。今や社會主義者は其武器を逆用して、皇室、國家の爲に民衆の厚生を思つたのである。(終)